

## 田村市事業持続化支援金交付事業第2弾がまもなく終了します！

新型コロナウイルスの影響により売上高が減少した事業者へ交付している「田村市事業持続化支援金第2弾」の受付期限は11月30日までとなります。交付要件に該当しており、まだ申請を行っていない方はお急ぎください。

- 対象者 市内に事業所などを有する事業者で、次の事業を営む方  
卸売業、小売業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、食料品製造業
  - 交付要件  
2年12月～3年1月のいずれか1カ月の売上高が前年同月と比較し、30%以上、かつ、10万円以上減少していること。  
※元年度台風19号の直接的な被害に遭われた事業者は、比較月を前々年同月とすることができます。
  - 交付金額 売上高の減少に応じて支給します。  
※右図参照。申請は1回限り。
- | 売上金の減少           | 支給額      |
|------------------|----------|
| 月額10万円以上～50万円未満  | 100,000円 |
| 月額50万円以上～100万円未満 | 200,000円 |
| 月額100万円以上        | 300,000円 |
- 申請期限 11月30日(火) ※郵送の場合当日必着  
☎産業部 商工課 ☎82-6677

## 年金生活者支援給付金の請求について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

- 対象者
  - ①老齢基礎年金を受給して以下の特典すべてを満たしている方  
・65歳以上 ・世帯全員の市町村民税が非課税 ・前年の年金収入額とその他の合計が約88万円以下
  - ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給して以下の特典を満たしている方  
・前年の所得額が約462万円以下(ただし扶養人数によって異なる)
- 請求手続き  
年金生活者支援給付金請求書に必要事項を記入し提出してください。  
4年2月1日までに請求手続きが完了しますと、3年8月分からさかのぼって受け取ることができます。  
※対象となる方には、日本年金機構から10月中旬頃に請求可能な旨のお知らせが届きます。  
※年金を受給しはじめる方は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。  
☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

## 自衛官等採用試験のお知らせ

募集種目	資格	受付期間	試験期日
陸上自衛隊 高等工学校生徒	推薦 男子で中卒(見込)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる方	11月1日(月) ～12月3日(金)	4年1月8日(土)～11日(火) ※いずれか1日を指定
	一般 男子で中卒(見込)17歳未満の方	11月1日(月) ～4年1月14日(金)	1次試験 4年1月22日(土)・23日(日) ※いずれか1日を指定
自衛官候補生	男子 女子 18歳以上33歳未満の方	年間を通して受付	受付時にお知らせ

※詳細についてはお問い合わせください。  
☎自衛隊福島地方協力本部 郡山地域事務所 ☎024-932-1424

## 市政だより10月号の訂正について

たむら市政だより10月号「令和4年度幼稚園・保育所の入園児・入所児の募集」の記事について、(仮)船引保育所の対象に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

誤：6ヵ月～3歳児 正：6ヵ月～5歳児

## 備えていますか？住宅用火災警報器

火災を早期に発見し、大切な命を守る住宅用火災警報器。ご自身と大切なご家族の命を守るために、必ず設置しましょう。既に設置済の方は点検をお願いします。

▼全国の住宅用火災警報器の設置率が発表されました！

【住宅用火災警報器設置率】  
田村市：85% 全国：83.1%

【条例適合率】  
田村市：61.7% 全国：68%  
※条例適合率とは全ての寝室と階段に設置している住宅の割合



### ◆設置支援のお知らせ◆

田村消防署管内では、住宅用火災警報器を取り付けることが困難な方へ、取り付け支援を行っています。希望する方は、最寄りの署所までお問い合わせください。※住宅用火災警報器は、ご自身でご用意ください。

☎田村消防署 ☎82-1200

## ◆秋の火災予防運動◆ (11月9日～15日)

～「おうち時間」を火災予防に～

### ・火の用心7つのポイント・

- ①家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ②寝タバコやタバコの投げ捨てをしない
- ③天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- ④風の強いときは、たき火をしない
- ⑤子どもには、マッチやライターで遊ばせない
- ⑥電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

## 菊の里ときわ+スカイパレスときわ コラボレーション！

見ごろを迎えている常葉町「菊の里ときわ」では、約3,000株の色とりどりのぎざぎざの菊が咲き誇っています。スカイパレスときわでは、菊の里ときわとのコラボレーション企画として、日帰り入浴料の特別割引やレストランの期間限定メニューを提供しています。秋のドライブに最適な「ときわ」へぜひお越しください。

- 【菊の里ときわ】  
田村市常葉町山根字堀田平 34  
●開園時間 午前8時30分から午後4時30分  
●入場料 大人300円 小学生以下無料
- 【スカイパレスときわ】  
田村市常葉町山根字殿上 160 ☎77-2070  
※レストランは水曜日定休

☎産業部 観光交流課 ☎81-2136

## 県立博物館にお人形様が登場！

福島県立博物館秋の企画展「ふくしまの文化」にお人形様が登場します。屋形・朴橋・堀越のお人形様や保存会の皆さんの紹介のほか、屋形のお人形様のレプリカも展示されます。そのほか県内の文化をとりあげた展示が満載です。

- 開催期間 10月9日(土)～12月19日(日)
- 観覧時間 午前9時30分～午後5時  
(入館は午後4時30分まで)
- 休館日 毎週月曜日
- 観覧料 一般・大学生800円  
高校生以下無料  
団体料金有



見に来てね～！

福島県立博物館 ☎0242-28-6000

## 違反シールが貼られたごみは？



市では分別ができていないごみや、収集日が間違っているごみなどに違反シールを貼っています。違反シールが貼られたごみは収集できませんので、出された方が責任をもって回収し、違反内容に応じて適正に処理したうえで次の収集日に改めて出してください。ここで違反シールが貼られた内容ワースト3を発表します！

- 第1位 びんが適正に分別されていない  
⇒飲料用びんは、『茶色』『無色透明』『その他』の3種類に分別する必要があります。
- 第2位 もやせないごみに危険ごみが混入している  
⇒スプレー缶やカセットボンベは『危険ごみ』です。市のLINEやホームページで分別を確認してください。
- 第3位 びんにキャップがついている  
⇒特に栄養ドリンク系の茶色びんに目立ちます。キャップはもやせないごみに分別してください。

※収集所で長期間放置されてしまった違反シールが貼られたごみは、収集所を管理している地域の方々に対応をお願いしています。また、地域外の方と思われる不法投棄の場合には、生活環境課へ相談ください。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272